

過労死防止基本法の制定を求める意見書

「過労死」が労災と認定される数は増え続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しい。しかしながら、過労死は「過労自死」も含めて広がる一方で減少する気配はない。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがあり、また、はじめて誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自死で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければならない。

労働基準法は、労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられることを禁止し、労働者の生命と健康の保護を目指している。しかし、前述のとおり、当該規制は十分に機能しているとはいえない。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではない。また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中では、自社だけを改善することは難しい局面がある。個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって、国においては、過労死の実態把握に努めるとともに、過労死の防止に向けた総合的な対策を行うことを目的とした「過労死防止基本法」を1日も早く制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

宮崎県議会

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	新藤義孝殿
法務大臣	谷垣禎一殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
内閣官房長官	菅義偉殿